

土木設計競技ガイドライン・同解説＋資料集.....

Guidelines for civil engineering design competition

第Ⅲ部 資料 書式編

原論 / 共通編 / 実施編 / 分野別編 / 書式編 / 事例編

1. 関係書類・書式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1-1. 設計競技実施要綱例

ここでは、設計競技を通じて選定された具体的なデザインをもとに委託先を選定する場合のルールとして、設計競技実施要綱の例を示す。なお、以下に実施要綱の作成全般において特に重要な事項を示す。

(1) 実施要綱の必要性

多くの自治体で、多様な発注方式の一つであるプロポーザル方式に対して「プロポーザル実施要綱」が定められている。プロポーザル方式は、本来、デザインそのものを競うのではなく、考え方や方針を競うものである。ところが、事実上の設計競技を実施しているケースにおいても、このプロポーザル実施要綱を流用している例が見受けられる。これはプロポーザル方式としては、競技参加者への過剰な要求である可能性があり、品確法 15 条 2 項に定める規定「発注者は、前項の規定により技術提案を求めるときは、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない」に抵触する可能性がある。そのため、デザインを競う場合には、別途、「設計競技実施要綱」を整備し、それに従って実施する必要がある。

(2) 透明性・公平性

設計競技方式は、価格のような客観的に分かりやすい指標で評価するものではないため、競技のすべての過程において、特に高い透明性と公平性が求められる。審査委員名、競争参加者からの質問および回答、評価・選定基準、審査結果等をインターネット等を通じて公表すると同時に、積極的に情報発信に努める必要がある。

(3) 審査員

設計競技では、審査員が評価・選定した提案内容をもとに設計業務が実施されることから、審査員の判断が事業の結果に大きな影響を与える。したがって、審査員は審査を行えるだけの十分な専門能力と高い見識を有し、審査結果についての説明責任を果たし得る者でなければならない。また、設計競技の熟度を高めるため、審査員には、応募作品の審査・選定等のみならず、可能な限り、応募資格、審査手順・基準・方法、募集要項等の設定の段階から関与を求めることが望ましい。

(4) 品質管理とインセンティブ

設計競技参加者には、デザイン提案にあたり多大な労力が求められる。したがって、参加者へのインセンティブが十分でないと良い提案は得られない。インセンティブとしては、最優秀提案者および入選者への賞金等の提供が主なものとなるが、設計のみならず施工監理（若しくは施工時のデザイン監理）まで一貫して関わられるような体制が確保されていることも重要である。なお、賞金等の支払が正当に行われない場合、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤を確保するよう仕様書及び設計書の作成を求めた品確法第 7 条第 1 項の考え方に違反するものと考えられる。

実際に要綱を作成するために詳細を検討するにあたっては、実施編 2：事前検討事項 (p. II-52～) を参考にするとよい。

○設計競技実施要綱(例)

1. 趣旨・目的

設計競技方式により優れたデザイン（機能、空間造形、景観、アクティビティ、運用の仕組み等）を選定するにあたり、遵守すべき手続等に必要な基本的事項を定めることにより、設計競技の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

2. 対象業務

高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、優れたデザインを選定することがふさわしい業務を対象とする。

3. 定義

設計競技方式とは、発注者が設定した事業効果や目的の達成のため、複数の者からデザインを募り、競争させることで、最も優れた提案を選定する方式で、目的に応じて「標準型」「チャレンジ型」「アイデア公募型」「デザインビルド付帯型」「DBO付帯型」等に区分される。

4. 事前協議・審査

設計競技方式を採用しようとするときは、採用の妥当性について、契約部局や事業所管課等の審査会（以降「事前審査会」と呼ぶ）に付するものとする。

（1）事前協議

設計競技方式によらなければならない理由、その効果、事業スケジュール、事業者選定方法及び事業者を選定するために設置する審査委員会^{注1)}の委員構成等の概要について、十分な余裕をもって契約担当部局と協議する。

（2）審査内容

事前審査会においては、公契約における公平性、透明性及び競争性の観点から、設計競技方式の採用の適確性、公募条件、公募期間及び事業者選定方法の基本的事項並びに審査委員会の構成などについて、審査を行うこととする。

5. 審査委員会の設置

事業所管課等は、競争参加者の提案の中から最適な提案を選定するため審査委員会を設置し運用する。

6. 審査委員会の組織

調達する業務の目的、性質及び内容をふまえ、提案された内容を評価項目に則って適正に審査できる委員を複数選定する。質の高い設計競技を実現するためには「目利きによる審査」が必要であることから、審査委員会は専門家による委員会とすることを原則とする^{注2)}。

委員には、対象事業に関する専門的知見と経験を有し、第三者的立場から提案内容の評価を行うことのできる学識経験者等を選任するほか、管理者や市民、ユーザーの観点から提案内容に対する意見を聴くため、当該業務に精通した職員や、地元代表者を審査委員会に参加させることも可能とする。（ただし、職員は選定委員としては選任できない^{注3)}。また、地元代表者を選定委員とする場合は委員長に選定できない。）

また、委員は、審査結果についての説明責任を果たし得る者でなければならない。したがって、主な

委員には、審査手順・基準・方法等の設定の段階から関与を求めると同時に、設計競技実施後においても、適宜助言を受けるような継続的な関与を求めることが望ましい。

7. 委員名の公表

審査委員会における提案内容に対する定性的な評価が最終的な結果に大きく影響するため、その選定根拠や選定プロセスについては、十分な透明性を確保する努力が必要である。このため、委員は事前公表する場合が一般的である。ただし、事業所管課等は、事業者選定終了までの間、提案者から委員への故意の接触の禁止について、事前周知を徹底するものとする。

8. 委員の責務等

(1) 委員選任後の確認

事業所管課等は、委員と提案者との間の接触又は利害関係等の有無について、審査委員会の審査開始前等に委員からの聴き取り等により確認する。事業者選定終了までの間に、提案者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事業所管課等へ通報することとし、当該提案者を選定対象から除外する。

(2) 委員の審査関与制限等

委員会の審査に入り、委員から審査内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は審査に関与しないこととする。また、委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞退（解任）する。

9. 委員報酬

審査委員会の委員については、審査に求める高度な審査能力に相応しい適切な報酬額を設定することとする。

また、委員の費用弁償の額は、旅費として交通費実費相当額とする。

10. 技術提案に係る負担への配慮

設計競技方式では、デザインを選定するため、競争参加者にはデザイン提案にあたり多大な労力が求められる。したがって、発注者は競争参加者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

また、審査委員会で選定された優れた提案には、賞金を支払うことを原則とする。

11. 著作権

設計競技の成果物に対する著作権は競争参加者に帰属する。その後、最優秀提案者により詳細設計（基本設計を含む場合がある）を行う場合の成果物の取扱いについては、『建築設計業務委託契約書』（国土交通省：2015）の「条文（A）」に倣うものとする^{注4)}。また、その設計により施工を行う場合、最優秀提案者によるデザイン監理を実施するものとする。

ただし、提案されたデザインが、設計競技実施要項で示した条件に合致した形では実現できないことが明らかになった場合又は提案書に記された内容から費用の増大や質の低下が生じることが明らかになった場合には、それが当該デザインの提案者の責によらないときや軽微なものであるときを除き、それ以降の設計やデザイン監理等の契約を、当該提案者と行わないことができる。

12. 募集要項必要事項

調達する業務等の種類・内容・手続き等に応じて、必要な事項を追加するなど、出来る限り詳しくわかりやすい内容とすること。

- (1) 設計競技実施の趣旨
- (2) 設計競技の内容（設計競技名、主催者、業務内容、設計競技の仕組み、賞金等）
- (3) 応募資格
- (4) 設計競技に求める提案内容、提出書類等
- (5) 設計条件、要求事項
- (6) 設計競技スケジュール
- (7) 応募方法（提出期間、提出方法、提出先、提出物、提案者が1者又は無い場合の取扱い等）
- (8) 質問事項の取扱い（質問受付方法、受付期間、回答方法）
- (9) 審査及び発表（審査方法、審査基準、審査委員、賞金、ふさわしい提案がない場合の取扱い、発表時期と方法）
- (10) 失格事項
- (11) 提出関係書類一式等

必要に応じ

- (12) 最優秀提案者との契約内容（予定契約（履行）期間、契約金額上限、参考価格等）
- (13) 最優秀提案者との契約締結から業務完了までの全体スケジュール等）
- (14) 最優秀提案者との契約が不成立となった場合の取扱い（次点者との契約等）

13. 公募方法・公表

(1) 公示

発注者ホームページにおいて、募集要項等、公募内容に関する情報を公表することにより公示する。また、報道発表などにより、広く周知し提案を募集する。

(2) 募集期間

(1)により公募を開始した日から提案書類の提出期限までは、原則として1ヶ月間（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以上を確保し、公募内容に応じた適切な期間を募集期間とするものとする。

(3) 説明会・質疑等

公募内容について、必要に応じて説明会を開催するとともに、公募内容についての質問に対する回答は、応募者全員に対して通知しなければならない。

14. 審査基準 審査方法

(1) 審査基準

業務等の目的、性質及び内容等をふまえて、提案内容の審査を行うための審査基準を設定するとともに、審査基準には審査項目及び審査項目ごとの審査の視点や内容を客観的にわかりやすく明記する。

(2) 審査方法

審査委員会において、応募資格を有する者の提案のなかから、審査基準にもとづき、審査を行う。内容に応じて複数段階に分けて審査・選定を行うことや、必要に応じてプレゼンテーションの機会を設けるなど、総合的に審査を行う。

原則として競争参加者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。

「デザインビルド付帯型」において、工事金額の提案を求める場合には、その費用の妥当性について審査委員会にて十分に確認したうえで、企画・技術提案等と併せて総合的に評価する。

提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにし、審査過程において恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのない手続きを経るようにしなければならない。

15. 最優秀提案の決定

審査の結果、評価の最も高い提案を最優秀提案とし、必要に応じて次点も選出する。なお、審査委員会での審査は、委員による合議を原則として決定するものとする。

決定方法は、事前に募集要項に記載する。

16. 契約交渉の相手方の決定

特別の理由がないかぎり、最優秀提案をした競争参加者を契約交渉の相手方に決定する。

何らかの理由で最優秀提案をした競争参加者との契約が実現不可能となった場合は、次点となった競争参加者を契約交渉の相手方とする。

17. 結果公表

(1) 公表方法

ホームページにて、選定結果に関する情報を公表する。また、報道発表などにより、広く周知する。

(2) 時期及び公表内容

透明性を高めるため、次の内容を契約交渉の相手方が決定した後、速やかに公表する。

- ① 全競争参加者の名称（段階審査を行った場合、最終審査の対象となった競争参加者）
- ② 全提案の内容、評価（段階審査を行った場合、最終審査の対象となった提案）
- ③ 最優秀提案（及び次点）の選定理由、講評ポイント
- ④ 契約交渉の相手方
- ⑤ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- ⑥ その他、必要に応じて審査の透明性を示すための資料

* 落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、①と②との対応関係を明らかにしないこととする。

* 応募が2者の場合は②は公表しない。この場合は最優秀提案の選定理由（③）において、2者の比較がよりわかりやすいように示さなければならない。

18. 失格事由

競争参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。また失格事由は募集要項に明記することとする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の競争参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 審査終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

注1) 本実施要綱(例)では「審査委員会」としたが、各自治体のプロポーザル実施要綱等において、事業者を選定するために設置する委員会は「審査委員会」、「選定委員会」、「評価委員会」など、様々な呼称が設定されている。

注2) 地方自治体が、「総合評価一般競争入札」を行う場合に落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項において、「普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」と定められているが、設計競技方式による事業者選定は、随意契約の前段作業として契約候補者を選定する行為であり、地方自治法167条の10の2の規定は該当しない。したがって、法律上は行政職員による審査も可能である。しかし、質の高い設計競技を実現するために「目利きによる審査」が必要であることから、審査委員会は学識経験者など専門家による委員会とすることを原則としている。

注3) 学識経験者など専門家による審査委員会の位置づけとしては、以下の2種類がある。

- ・A：地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例により設置される執行機関である「附属機関」
- ・B：規則や要綱等により運営される会合

この解釈については以下のように、実態から判断して地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」に当たると判断された事例が相次ぐ。

- ・平成23年9月15日 平塚市 条例によらない委員会の設置を違法判決
- ・平成24年2月6日 豊中市 同上

他方、地方自治法第202条の3第2項において「附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。」と定められていることから、自治体の行政職員は、設計競技方式における学識経験者など専門家による審査委員会の委員になれないこととした。

注4) 実施編5.「契約」p. II-75～参照。

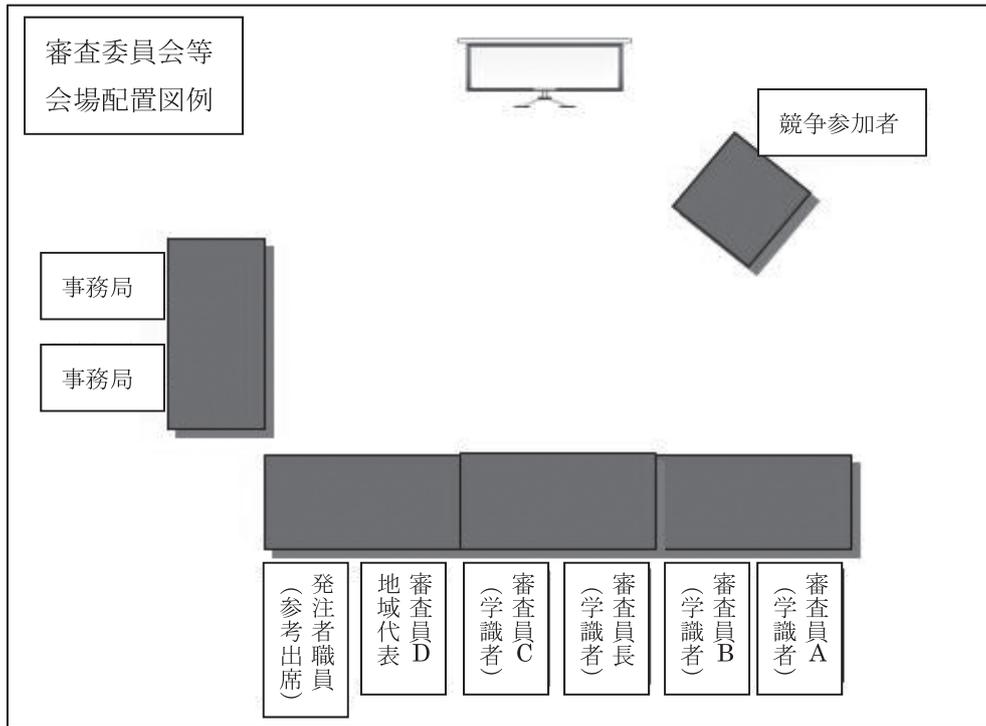


図 1 ヒアリング会場のレイアウト例

1-2. 設計競技募集要項例

ここでは、設計競技を実施する際の募集要項として、「標準型」「チャレンジ型」「アイデア公募型」「デザインビルド付帯型」の例を示す。各事業への適用にあたっては、実施事業に特有の事項をふまえ、適切に修正して用いること。

なお、事例編に掲載している各事例に関する記載内容も要項作成の参考となるので、適宜参照のうえ、適切に要項を作成されたい。

(1) 標準型募集要項 (例)

標準型＜設計業務付帯型＞設計競技

募集要項

- ・ 地方自治体が発注者である場合の公共インフラの詳細設計をデザインの提案者に発注することを前提とする。
- ・ 各事業への適用にあたっては、実施事業に特有の事項をふまえ、適切に修正して用いること。

○趣旨・目的

.....
.....
.....

1. 設計競技の概要

- (1) 設計競技実施の背景、求める解決課題
.....
.....
.....

設計競技方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

2. 設計競技の内容

- (1) 競技名称 ○○○○設計競技
- (2) 主催者 ○○県○○部
- (3) 業務内容、対象箇所

.....
.....
.....

【対象箇所の現状】

自然環境
周辺のまちの歴史、最近の動き
解決すべき課題
関連する取組

委託する業務の範囲、現状等を、応募者に明確に示す。必要に応じて、図や写真も提示する。

【コンセプト】

周辺のまちのコンセプト
対象箇所のコンセプト etc

必要に応じて、工程表や実施体制図等を示す。

- (4) 設計競技の仕組み
設計競技は審査委員会において、二段階審査で実施します。
最優秀提案をした者を○○○詳細設計業務の契約交渉相手方とします。
また、詳細設計業務を委託された者には、当該業務を通じて特段の問題がないと判断される場合、施工時のデザイン監理業務を随意契約にて委託します。
(参考 詳細設計の委託期間 ○○年 ○月頃から ○○年 ○月 ○日まで (予定))
○○○詳細設計業務 委託費用 ○○万円程度)

- (5) 賞金等

3. 応募資格

本設計競技に応募できる者は、次に定める内容を全て満たす者又はグループとします。ただし、グループで応募する場合は、グループを構成する者（以下「グループ員」という。）のうち、代表となる者（以下「グループ代表者」という。）を定めたうえ、グループ員全てが次の内容を全て満たしていることとします。

参加を求める者の資格の設定にあたっては、設計競技実施の可否を検討する際に抽出された課題を適切に解決できる者を排除してしまうことのないよう配慮が必要である。設計競技実施内容により入札参加資格者名簿に登録が必要な場合がある。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しないと認められる者（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められることにより、〇〇県入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 募集開始日から契約締結日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア：〇〇県入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ：〇〇県公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)

ウ：〇〇県を当事者の一方とする契約(〇〇県以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この募集開始日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)

4. 提案内容、提出書類等

要求する書類の分量が過大にならないように注意。

(1) 参加(提案)申込書

前述の本設計競技の趣旨と対象箇所の現況、コンセプト等に基づいて参加(提案)者の考えをまとめ、周辺のまち、対象箇所に対する考え方を提示してください。

(2) 提出書類

○競争参加者の概要

①主要業務、同種及び類似業務の実績(過去〇〇年間に完成した設計業務)及び、当該業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者、デザイン監理者

※同種業務とは・・・

※類似業務とは・・・

※管理技術者、照査技術者、担当技術者、デザイン監理者については、特定された場合、本業務に携わる技術員について記載

○提案内容

「5 設計条件」をもとに対象箇所の整備の考え方を伝えるものを作成してください。

①提案の考え方(A4・自由様式) 1枚

②平面図：縮尺1/100～1/500程度 A3 1～2枚

③横断面図：縮尺1/100程度 A3 1～2枚

④パース又はスケッチ：着色仕上げ A3 2～3枚

※図面には寸法を記入してください。

※その他、必要と思われるものは適宜、追加をしてください。

※平面図・横断面図について、必要である場合は、ホームページ([http//・・・](http://・・・))にて掲載しております。

※提出書類には、提案者が特定できる記述(氏名、会社名、記号等)を入れないでください。

※第2段階の審査も同じ資料にもとづき実施します。

5. 設計条件

提案にあたっては、以下の条件をふまえてください。

【提案の範囲】

【周辺道路、河川、港湾等公共構造物の前提条件】

【提案対象物の維持管理上の条件】

【提案対象物の構造条件】（橋梁の場合：橋長、道路規格、構成断面等）

【価格条件、類似構造物の参考費用】

【その他の配慮事項】

【参考図】 etc

6. 要求事項

.....
.....
.....
.....
.....

競争参加者のクリエイティビティを適切に引き出すため、スペックとして示しやすい事項に限らず、文化、歴史、景観、市民活動との関係性、事業実施の体制に対する事項などデザインの方向性、デザイン作成にあたって考慮すべき要求事項を明確に示す。

7. 設計競技スケジュール

〇〇年 〇月 〇日 ()	公募開始
〇〇年 〇月 〇日 ()	説明会
随時	質問書の受付・回答
〇〇年 〇月 〇日 ()	質問書の受付締切
〇〇年 〇月 〇日 ()	質問書への回答期限
〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇〇年 〇月 〇日 ()	作品応募受付期間
〇〇年 〇月 〇日 () 【予定】	一次審査
〇〇年 〇月 〇日 () 【予定】	一次審査結果発表
〇〇年 〇月 〇日 () 【予定】	二次審査
〇〇年 〇月 〇日 () 【予定】	最優秀提案者決定・発表
(参考)	
〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇〇年 〇月 〇日 ()	詳細設計期間

8. 応募方法

(1) 提出期間

〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇〇年 〇月 〇日 ()

(2) 提出方法

郵送（郵送代行含む）又は持参してください。

郵送の場合、〇〇年 〇月 〇日 () 〇時 〇分必着とします。

(3) 提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇

(4) 提出物

4. 提案内容、提出書類、等 に記載の書類

(5) 応募に必要な経費等について

郵送料など、応募に必要な経費の負担者を示す。

9. 質問事項の取扱いについて

(1) 受付方法

(2) 質問提出先

(3) 質問受付期間

(4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、〇〇年 〇月 〇日 ()までに、〇〇ホームページで公開します。公開にあたっては、質問者を特定できないようにして行います。

(5) 次のような質問に対しては回答しません。

質問者の個人的な意見や、質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの。

質問事項は、質問票の様式を定めて受け付けるのが良い。
記録に残すため、文書による質問を基本とする。

回答しない項目を提示しておくことが望ましい。

10. 審査及び発表

(1) 審査方法

【1次審査】

提案された応募作品をもとに書類審査を行います。

【最終審査】

公開の場で、1次審査通過者によるプレゼンテーションにて審査を行います。審査日時等については1次審査通過者に個別に連絡します。

(2) 審査基準

.....
.....
.....
.....

(3) 審査委員

委員長 〇〇 〇〇 (〇〇大学大学院〇〇学研究科 教授)

段階審査の場合、段階別の審査方法を記載する。透明性を高めるため、審査プロセスの全てを公開することが望ましい。書類審査については議事録公開などの手法もある。

審査方式はどのような基準で評価・選定するのかについて明示しておく。設計条件や要求事項に応じて評価要素別に評価基準を記載することが望ましい。
段階審査の場合、段階別の審査基準を記載する。

- 委員 ○○ ○○ (○○大学大学院○○学研究科 教授)
- 委員 ○○ ○○ (○○大学大学院○○学研究科 准教授)
- 委員 ○○ ○○ (○○株式会社 代表取締役)
- 委員 ○○ ○○ (NPO 法人○○○○ 代表)

審査委員会等において、提案内容に対する定性的な評価が最終的な結果に大きく影響するため、その選定根拠や選定プロセスについては、十分な透明性を確保する努力が必要である。そのため、委員は事前公表することを原則とする。ただし、事業所管課等は、最優秀提案の決定までの間、委員と提案者との間に利害関係が生じたり、不正行為を行ったりすることを防止するため、提案者から委員への故意の接触の禁止について、事前周知を徹底するものとする。

(4) 賞金等

- ①一次審査までに要した一切の経費については、提出者の負担とします。
- ②二次審査においてプレゼンテーションを行う場合に限り、詳細な検討、パース図等視覚資料作成等の対価としプレゼンテーション実施者(社)に各々○○万円を支払います。

(5) 審査の結果、ふさわしい提案がない場合の取扱い

.....

(6) 発表の時期と方法

- ① 選定結果、選定理由について1次審査後、及び2次審査後速やかに発表します。
- ② 公表についてはホームページにて実施します (http://.....)。

11. 失格事項

応募者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とします。
最優秀作品を決定した後に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とします。

失格事項は改めて明記しておくことが望ましい。

- (1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの
- (2) 資格を満たさなくなった場合もしくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (3) 書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 委託金額の上限額を超える金額で応募した場合
- (5) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

12. 注意事項

- (1) 応募提案は未発表かつ自作のものに限ります。
- (2) 参加（提案）に伴う提出物は返却しません。
- (3) 設計競技の成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、競争参加者に帰属するものとします。その後、最優秀提案者により詳細設計（基本設計を含む場合がある）を行う場合の成果物の取扱いについては、『建築設計業務委託契約書』（国土交通省：2015）の「条文（A）」に倣うものとします。また、その設計により施工を行う場合、最優秀提案者によるデザイン監理を実施するものとします。
- (4) 最優秀提案が、第三者の知的財産権を侵す場合、その他本要項の規定に違反していることが判明した場合は、決定後であっても、決定を取り消します。また、類似と認められる場合も取り消す場合があります。（実施編5-1 知的財産の扱い 参照）
なお、これに伴い発生した紛争、損害等については、全て競争参加者が責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (5) 提案されたデザインが、本募集要項で示した条件に合致した形では実現できないことが明らかになった場合又は提案書に記された内容から費用の増大や質の低下が生じることが明らかになった場合には、それが当該デザインの提案者の責によらないときや軽微なものであるときを除き、それ以降の設計やデザイン監理等の契約を、当該提案者と行わないことができるものとします。
- (6) 応募資格を確認するために証明書等の提出を求める場合があります。
- (7) 最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、他の応募提案のうちで、審査での評価の高かった提案者から順に契約交渉の相手方とすることがあります。
- (8) 本件委託業務に係る契約の締結は、本事業に係る〇〇県等の予算が確定し、その予算の執行が可能となることにより行うものとします。

(2) チャレンジ型募集要項 (例)

チャレンジ型設計競技

募集要項

- ・地方自治体が発注者である場合の公共インフラの詳細設計におけるデザイン監理をデザインの提案者に発注することを前提とする。
- ・各事業への適用にあたっては、実施事業に特有の事項をふまえ、適切に修正して用いること。

○趣旨・目的

.....

.....

1. 設計競技の概要

(1) 設計競技実施の背景、求める解決課題

設計競技方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

2. 設計競技の内容

- (1) 競技名称
- (2) 主催者
- (3) 業務内容、対象箇所
- (4) 設計競技の仕組み

委託する業務の範囲、現状等を、応募者に明確に示す。
必要に応じて、図や写真も提示する。

1次審査により複数の優秀提案を選定し、その優秀提案者は、自由交渉により設計技術に関する高度な専門能力を有する建設コンサルタントとチームを編成して、実現可能性を高めた修正提案を作成し、最終審査に提出します。建設コンサルタントに求める専門能力は、構造検討、図面作成（平面図、断面図）、検討結果の整理、概算費用の算出、照査等とします。

最終審査での最優秀提案者とチームを組んだ建設コンサルタントを、〇〇〇詳細設計業務の契約交渉相手とします。なお、最優秀提案をした応募者は、詳細設計におけるデザイン監理者となることを条件とします。

(参考 詳細設計の委託期間 〇〇年 〇月頃から 〇年 〇月 〇日まで (予定)
〇〇〇詳細設計業務 委託費用 〇〇万円程度)

チャレンジ型設計競技の場合、最優秀提案者は、専門の建設コンサルタント等による詳細設計のデザイン監理を行うなど、設計競技後の事業スキームなどをわかりやすく提示する。

3. 応募資格

本設計競技に応募できる者は、次に定める内容を全て満たす者又はグループとします。ただし、グループで応募する場合は、グループを構成する者（以下「グループ員」という。）のうち、代表となる者（以下「グループ代表者」という。）を定めたいえ、グループ員全てが次の内容を全て満たしていることとします。

参加を求める者の資格の設定に当たっては、設計競技実施の可否を検討する際に抽出された課題を適切に解決できる者が応募できるよう配慮しなければならない。設計競技実施内容により入札参加資格者名簿に登録が必要な場合がある。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア：成年被後見人

イ：民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により

なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ：被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ：民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ：営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ：破産者で復権を得ない者

キ：地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、〇〇県入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 募集開始日から契約締結日までの期間において、次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア：〇〇県入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ：〇〇県公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ：〇〇県を当事者の一方とする契約（〇〇県以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この募集開始日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

4. 提案内容、提出書類、等

要求する書類の分量が過大にならないように注意。

(1) 参加（提案）申込書

前述の本設計競技の趣旨と対象箇所の現況、コンセプト等に基づいて提案者の考えをまとめ、周辺のまち、対象箇所に対する考え方を提示してください。

(2) 提出書類

対象箇所の整備の考え方を伝えるものを作成してください。

- | | |
|----------------------|---------|
| ①提案の考え方（A4・自由様式） | 1枚 |
| ②平面図：縮尺1/100～1/500程度 | A3 1～2枚 |
| ③断面図：縮尺1/100程度 | A3 1～2枚 |
| ④パース又はスケッチ：着色仕上げ | A3 1～2枚 |

※図面には寸法を記入してください。

※その他、必要と思われるものは適宜、追加をしてください。

※平面図・横断面図について、必要である場合は、ホームページ ([http//・・・](http://...)) にて掲載しております。

※提出書類には、提案者が特定できる記述（氏名、会社名、記号等）を入れないでください。 etc.

5. 設計条件

提案にあたっては、以下の条件をふまえてください。

【周辺道路、河川、港湾等公共構造物の前提条件】

【提案対象物の維持管理上の条件】

【提案対象物の構造条件】

【価格条件、類似構造物の参考費用】

【配慮事項】

【参考図】 etc

6. 要求事項

7. 設計競技スケジュール

標準型募集要項（例）参照

8. 応募方法

9. 質問事項の取扱いについて

10. 審査及び発表

11. 失格事項

12. 注意事項

(3) アイデア公募型募集要項（例）

アイデア公募型設計競技

募集要項

地方自治体が発注者である場合を想定して、要項に書き込む例を示すもので、各事業への適用にあたっては、実施事業に特有の事項をふまえ、適切に修正して用いること。

○趣旨・目的

.....
.....

設計競技方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

1. 事業の概要について

- (1) コンセプト
- (2) 企画意図
- (3) 事業実施時期
- (4) 事業実施場所
- (5) 事業実施者

2. 設計競技の内容

(1) 設計競技名 ○○地区活性化アイデア設計競技

(2) 主催者

提案を求める範囲を、応募者に明確に示す必要がある。

(3) 業務内容、対象箇所

(4) 設計競技の仕組み

(5) 賞金

最優秀提案 (1名) 賞金 10 万円、賞状

優秀提案 (4名) 賞金 1 万円、賞状○○○○○○円 (消費税及び地方消費税を含む)

3. 応募資格

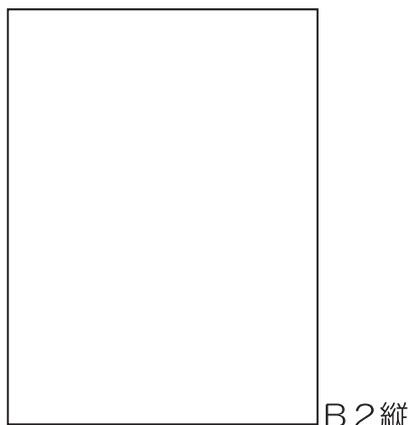
本設計競技に応募できる者は、次に定める内容を全て満たす者又はグループとします。ただし、グループで応募する場合は、グループを構成する者（以下「グループ員」という。）のうち、代表となる者（以下「グループ代表者」という。）を定め、グループ員全てが次の内容を全て満たしていることとします。

- (1)
- (2)

参加を求める者の資格の設定に当たっては標準型募集要項（例）を参照にするが、設計競技における最優秀提案者等との契約行為の有無などを考慮した上で、応募資格はできるだけ幅広く設定することが望ましい。

4. 応募作品について

- (1) 本設計競技の審査はポスターデザインで行います。
- (2) 応募提案の形式は、日本工業規格B列2番縦型とします。



応募の際の提出物について、明示しておく必要がある。委託する業務の範囲を、応募者に明確に示す必要がある。発注者のビジョン（地元との協議を経て策定したビジョンを含む）を応募者に理解してもらう事を目的に、設計競技実施の趣旨を明確に示す。

- (3) 表現にあたっては、写真、イラスト、コンピューターグラフィックスなど自由に構成して構いませんが、完成版ポスターのサイズで印刷したときに、それぞれ鮮明に印刷できるものとしてください。

5. 設計競技スケジュール

〇〇年 〇月 〇日 ()	公募開始
随時	質問書の受付・回答
〇〇年 〇月 〇日 ()	質問書の受付締切
〇〇年 〇月 〇日 ()	質問書への回答期限
〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇〇年 〇月 〇日 ()	作品応募受付期間
〇〇年 〇月 〇日 () 【予定】	審査・最優秀作品決定・発表

6. 要求事項

標準型募集要項（例）参照

7. 応募方法

例)

- (1) 提出期間
- (2) 提出方法
 - 郵送（郵送代行含む）又は持参してください。
 - 郵送の場合、〇月 〇日 〇時 〇分必着とします。
- (3) 提出先
- (4) 提出物
 - ア：応募作品
 - イ：参加申込書
- (5) 応募に必要な経費等について
 - 郵送料など、応募に必要な経費の負担者を示す。

8. 質問事項の取扱いについて

標準型募集要項（例）参照

9. 審査及び発表

10. 失格事項

11. 注意事項

- (1) 応募提案は未発表かつ自作のものに限ります。
- (2) 参加（提案）に伴う提出物は返却しません。
- (3) 設計競技の成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年5月6日 法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、応募者に帰属するものとします。ただし、本設計競技主催者である〇〇県が応募作品を結果通知・広報等の目的に使用することについて、応募者は許諾するものとします。
- (4) 最優秀提案者及び作品については〇〇にて公表します。
- (5) 最優秀提案が、第三者の知的財産権を侵す場合、その他本要項の規定に違反していることが判明した場合は、決定後であっても、決定を取り消します。また、類似と認められる場合も取り消す場合があります。（実施編5-1 知的財産の扱い 参照）
なお、これに伴い発生した紛争、損害等については、全て応募者が責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (6) 最優秀提案のデザインを、〇〇県が補作・修正の指示をし、完成版ポスターとすることがありますので、予めご了承ください。
- (7) 応募資格を確認するために証明書等の提出を求める場合があります。

(4) デザインビルド付帯型募集要項 (例)

デザインビルド付帯型設計競技

募集要項

- ・ 地方自治体が発注者である場合の公共インフラの詳細設計、施工一括発注を前提とする。
- ・ 各事業への適用にあたっては、実施事業に特有の事項をふまえ、適切に修正して用いること。

○趣旨・目的

.....

1. 設計競技の概要

- (1) 設計競技実施の背景、求める解決課題

設計競技方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

2. 設計競技の内容

- (1) 設計競技名
- (2) 主催者
- (3) 業務内容、対象箇所

- (4) 設計競技の仕組み

委託する業務の範囲、現状等を、応募者に明確に示す。必要に応じて、図や写真も提示する。

3. 応募資格

- (1) 企業に関する条件（共同企業体として応募する際は、工事を担当するものを代表者とし、代表者は以下の①～③、⑤～⑦の条件に該当すること。設計を担当する者は以下の④～⑦の条件に該当すること）
 - ①〇〇年度〇〇市入札参加有資格者名簿に登録されており、入札参加申請書提出時点において、〇〇または〇〇の登録種目に登録されていること。
 - ②建設業法に基づく「〇〇工事業」の特定建設業許可を有すること。
 - ③〇〇年度以降において、官公庁、〇〇道路公社、〇〇高速道路（株）・・・発注の元請として、〇〇、〇〇の新設または更新工事を完成させた実績を有すること。
 - ④次の資格のいずれか一つを有する設計技術者を配置できる事
 - ・技術士法による建設部門の技術士（選択科目を「〇〇」とするもの）の登録を受けている者
 - ・上記と同等の能力と経験を有する者として国土交通大臣が認定した者
 - ・RCCM（〇〇部門）の登録を受けている者
 - ⑤各種税の未納がないこと
 - ⑥建設業法による営業停止処分を受けていないこと
 - ⑦地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

参加を求める者の資格の設定に当たっては、設計競技実施の可否を検討する際に抽出された課題を適切に解決できる者が応募できるよう配慮しなければならない。

設計施工一括の設計競技の場合、入札参加資格者名簿に登録があるなど、設計競技実施者の入札参加資格が必要であるとともに、設計競技内容に応じた施工実績も求める。また、建設業法における技術者を専任で配置できることが必要となることが多い。

4. 提案内容、提出書類、入札等

応募の際の提出物、入札について、明示しておく必要がある。

(1) 提案申込書

前述の本設計競技の趣旨と対象箇所の現況、コンセプト等に基づいて提案者の考えをまとめ、周辺のまち、対象箇所に対する考え方を提示してください。

(2) 提出書類

○参加（提案）者の概要

主要業務、同種及び類似業務の実績（過去〇〇年間に完成した設計業務）及び、当該業務の総括責任者（管理技術者）、照査技術者、主任技術者、デザイン監理者同種工事の実施実績（過去〇〇年間に完成した工事）及び当該工事の実施体制

○提案内容

「5 設計条件」をもとに対象箇所の整備の考え方を伝えるものを作成してください。

- ①提案の考え方（A4・自由様式） 1枚
- ②面図：縮尺1/1000～1/500程度 A3 3～5枚
- ③断面図：縮尺1/100程度 A3 1～2枚
- ④パース又はスケッチ：着色仕上げ A3 1～2枚

※図面には寸法を記入してください。

※その他、必要と思われるものは適宜、追加をしてください。

※平面図・横断面図について、必要である場合は、ホームページ（http//・・・）にて掲載しております。

※提出書類には、提案者が特定できる記述（氏名、会社名、記号等）を入れないでください。

(3) 入札について

技提案の内容に基づいて積算した金額をもって入札すること。

5. 設計条件

提案にあたっては、以下の条件をふまえて下さい。

- ①.....
- ②.....
- ③.....
- ④.....

提案を求める対象について、技術的な条件および、管理条件、要求仕様等を明示しておく必要がある。

6. 要求事項

標準型募集要項（例）参照

7. 設計競技スケジュール

- 〇〇年 〇月 〇日（ ） 公募開始
- 〇〇年 〇月 〇日（ ）～ 〇月 〇日（ ） 参加申請書の受付期間
- 〇〇年 〇月 〇日（ ） 参加資格審査結果の通知
- 〇〇年 〇月 〇日（ ）～ 〇月 〇日（ ） 設計競技説明書等に関する第1回質問書の受付期間
- 〇〇年 〇月 〇日（ ） 第1回質問書への回答

設計・施工一括発注案件は提案資料の作成作業が膨大になる場合が多い。
必要に応じて、質問を段階的に受け付ける場合もある。

〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇月 〇日 ()	第2回質問書の受付期間
〇〇年 〇月 〇日 ()	第2回質問書への回答
〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇月 〇日 ()	応募受付期間
〇〇年 〇月 〇日 ()	一次審査
〇〇年 〇月 〇日 ()	一次審査結果発表
〇〇年 〇月 〇日 ()	二次審査
〇〇年 〇月 〇日 ()	最優秀提案者(入札参加資格者)決定
〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇月 〇日 ()	入札書受付期間
〇〇年 〇月 〇日 ()	改札
〇〇年 〇月 〇日 ()	評価結果の公表及び、落札者決定
(参考)	
〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇月 〇日 ()	詳細設計期間
〇〇年 〇月 〇日 () ~ 〇月 〇日 ()	施工期間

8. 応募方法

9. 質問事項の取扱いについて

10. 審査及び発表

標準型募集要項(例)参照

11. 失格事項

12. 落札者の設計・施工

落札者は、提出した技術資料に基づき設計・施工しなければならない。但し、契約後に生じた新たな課題への対応等、前提条件の変更に伴い、提案内容の一部変更が必要となる場合がある。

この場合、設計に係る費用については原則として変更は行わない(受注者の責によらない前提条件の変更の場合を除く)。

13. 注意事項

- (1)
- (2)
- (3)

応募作品の取扱い、著作権にかかる取扱いなどを事前に定めておく必要がある。
標準型募集要項(例)参照

1-3. 設計競技実施に必要な様式例

設計競技の中身となる提案書はそれぞれの設計競技において様式が異なるが、その他の必要となる提出書類について、ここでは主な様式を例示する。実際には、設計競技の発注者が求める内容によって、様式は適切に整える必要がある。

- 【様式 1】 参加（提案）申込書
- 【様式 2】 団体の概要
- 【様式 3】 業務実績
- 【様式 4】 業務実施体制
- 【様式 5】 技術者の資格・実務経験
- 【様式 6】 質問票
- 【様式 7】 事前説明会参加届

【様式 1】

〇〇（設計競技等名称）参加（提案）申込書

〇〇年 〇月 〇日

〇〇（主催者）様

（申込者）
 所在地
 商号又は名称
 氏名又は代表者名 印

〇〇（設計競技等名称）に参加したいので、本件募集要項を承知の上、関係書類を添えて申し込みます。

なお、関係書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと、「（〇〇設計競技）募集要項」に記載された応募資格を具備していること及び募集要項に記載された事項を遵守することを誓約します。

ふりがな									
氏名	(法人の場合は法人名、グループの場合はグループ代表者名)								
所在地	(グループの場合はグループ代表者の所在地)								
グループ名	(グループの場合のみ)								
連絡先	電 話： F A X： 電子メール： 担当者氏名：								
PR ポイント									
※受託希望金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

※デザインビルド付帯型など、業務の対価も含めて審査の対象となる案件等、受託希望価格を求める場合は必要。

【様式 2】

団 体 の 概 要

団 体 名 称				
本社等所在地				
〇〇県内の 拠点の所在地				
代 表 者				
設 立 年 月 日		資本金 (千円)		
沿 革				
従 業 員 数				
主な業務内容				
財 務 状 況 (過去3年)	年 度			
	総 資 本			
	自己資本			
	経常利益			
	流動資産			
	流動負債			

※ 株式会社以外の応募に係る「資本金」及び「財務状況」欄の記入については、相当する内容で作成してください。

(応募に関する担当連絡先)

フリガナ 氏 名		部署・職名	
電話番号		F A X 番号	
電子メール			

【様式 3】

業 務 実 績

〇〇年度以降、元請として完了した〇〇に関連する業務の履行実績の概要を記入してください。

件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
業 務 概 要	

【様式 4】

業 務 実 施 体 制

本委託を行う場合の実施体制を記入して下さい。

情報管理体制

品質管理体制

【様式 5-甲】

技術者の資格・実務経験

① 氏名		② 生年月日		③ 勤務地	
④ 所属・役職		⑤ 本業務での役割（該当するものを囲む） 管理技術者／照査技術者／デザイン監理者／担当技術者			
⑥ 従事分野の経歴（直近の順に3つまで記入）					
1)		○年 ○月～ ○年 ○月（○年 ○ヶ月）			
2)		○年 ○月～ ○年 ○月（○年 ○ヶ月）			
3)		○年 ○月～ ○年 ○月（○年 ○ヶ月）			
⑦ 保有資格（技術士、RCCM、建築士など）					
⑧ 受賞実績（賞名、受賞年、共同受賞者がいる場合は全員の氏名、その他特筆事項）					
⑨ 類似業務実績（○○年度以降 ※概ね直近○年）					
年度	件名	業務概要 ----- 従事した内容		委託者	

【様式 5-乙】

⑩ 本業務における担当内容（アピール欄）

⑪ 本業務以外に担当する業務の有無

（有の場合、その業務数）

有 ・ 無

【様式 6】

〇〇（設計競技等名称）質問票

〇〇年 〇月 〇日

〇〇（主催者）様

(質問者)
所在地
商号又は名称
担当者名

質問内容	質問理由等

※質問に対する回答は、〇〇ホームページに公開します。個別回答はいたしません。

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。その際、質問票が2ページ以上になっても構いません。

【様式 7】

〇〇年 〇月 〇日

〇〇（主催者）様

〇〇（設計競技等名称）

事前説明会参加届

所在地
 団体名
 フリガナ
 担当者氏名
 所属・職名
 電話番号
 ファックス
 電子メール

下記のとおり申し込みます。

団 体 名	
参加者職氏名	(職) (氏名)
	(職) (氏名)

注1 この申込書は、〇〇年〇月〇日（ ）午後〇時〇分までに（必着）提出してください。

（電子メールで送付される際、開封確認等で着信を確認してください。）

- 2 説明会当日は、募集要項等を持参してください。
- 3 参加は各団体〇名までとします。